

議案第 35 号

勝山市立中学校建設工事（地下横断歩道建設工事）請負契約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年勝山市条例第 9 号）第 2 条の規定に基づき、条件付き一般競争入札に付した勝山市立中学校建設工事（地下横断歩道建設工事）請負契約を変更するため、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 勝山市立中学校建設工事（地下横断歩道建設工事）
- 2 契約の金額 変更前 金 241,010,000 円
変更後 金 243,045,000 円
- 3 契約の相手方 株式会社豊栄建設、株式会社坪内建設、勝山市立中学校建設工事（地下横断歩道建設工事）特定建設工事共同企業体
- 4 工期 変更前 契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで
変更後 契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

令和 7 年 10 月 14 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立中学校建設工事（地下横断歩道建設工事）請負契約を変更するため、この案を提出する。